

一般社団法人 山形県系統豚普及センター 定 款

施行 平成25年4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県系統豚普及センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を山形県酒田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山形県が造成した系統豚(以下「系統豚」という)を維持するとともに、優良種豚の生産及び供給を行うことにより、山形県産肉豚の品質向上と生産の安定を図り、もって農家経営の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 系統豚の維持及び増殖に関する事業
- (2) 系統豚の能力調査及び飼育管理調査に関する事業
- (3) 優良種豚の生産及び供給に関する事業
- (4) 種豚の改良に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する山形県内の地方公共団体又は、山形県内の区域内に事務所を有する農業団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会において定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、出資金を納めなければならない。

2.出資金はいかなる事由があっても返還しない。

3.この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。ただし、当該社員に対し、当該社員総会の1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2.前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条3項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し又は解散若しくは破産したとき。

第4章 役員

(役員 の 設 置)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2.理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3.前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2.理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3.監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4.理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事 の 職 務 及 び 権 限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2.理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3.理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2.監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2.監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3.補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4.理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 社員総会

(構成)

第18条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(開催)

第19条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2.総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3.理事長は前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から4週間以内の日を社員総会の日として社員総会を招集しなければならない。

(議 長)

第21条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権 限)

第22条 社員総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第23条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第24条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面又は代理人による表決)

第25条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2.前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

第6章 理事会

(構 成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2.理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第28条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、常務理事の選定及び解職

(開 催)

第29条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2.通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3.臨時理事会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2.理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2.前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2.出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。
- 3.理事長が欠席した場合は、出席した全理事及び監事が前項の議事録に記名押印又は署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2.前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第37条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散する場合において有る残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事(理事長)は、黒 井 徳 夫 とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散登記の前日を事業年度末とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。